

水戸市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要項

(目的)

第1条 この要項は、木造住宅の耐震化を促進し、もって地震に強いまちづくりを推進するため、予算の範囲内において、木造住宅の耐震診断を行う耐震診断士を派遣する事業の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会が定める木造住宅の耐震診断と補強方法（平成24年発行）に基づき、建築物の地震発生に対する安全性を一般診断法により評価することをいう。
- (2) 耐震診断士 茨城県木造住宅耐震診断士認定要綱（平成17年4月11日施行）第2条第1項の規定により茨城県知事が茨城県木造住宅耐震診断士として認定した者をいう。

(派遣の対象)

第3条 耐震診断士の派遣（以下「派遣」という。）の対象となる者は、次項に定める対象住宅の所有者（市税を滞納している者を除く。）とする。

2 派遣の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、市内に存する一戸建ての木造住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）で、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に新築工事が適法に着手されたものであること。
- (2) 地上階数が2以下のものであること。
- (3) 延べ床面積が30平方メートル以上のものであること。
- (4) 在来工法（土台、柱、はり、筋かい等を用いて建築物を組み立てる工法をいう。）又は枠組壁工法によって建築されたものであること。
- (5) 過去に市が行った耐震診断事業の適用を受けていないものであること。

(申請)

第4条 派遣を受けようとする者（当該対象住宅が共有に係るものである場合は、当該共有者から選任された代表者1人をいう。以下「申請者」という。）は、木造住宅耐震診断士派遣申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、派遣を決定したときは、木造住宅耐震診断士派遣決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(派遣の決定の取消し)

第5条 市長は、前条第2項の規定による派遣の決定を受けた者（以下「派遣決定者」という。）が虚偽又は不正の手段により派遣の決定を受けたときは、当該派遣の決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により派遣の決定を取り消したときは、木造住宅耐震診断士派遣

決定取消通知書（様式第3号）により当該派遣決定者に通知するものとする。

（認定証の提示）

第6条 派遣された耐震診断士（以下「耐震診断従事者」という。）は、業務に従事するときは、茨城県知事が交付する茨城県木造住宅耐震診断士認定証を携帯し、派遣決定者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（費用の負担）

第7条 派遣決定者は、派遣に要する費用の一部として5,000円を負担しなければならない。

（結果報告等）

第8条 耐震診断従事者は、耐震診断が完了したときは、速やかに市長に診断結果を報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告を受けたときは、当該診断結果を派遣を受けた者に通知するものとする。

3 市長は、当該対象住宅の耐震性の向上を図るため、第1項の報告に基づき、派遣を受けた者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

（秘密を守る義務）

第9条 耐震診断従事者は、その業務を行うに当たっては、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。業務終了後も、また、同様とする。

（補則）

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則（平成19年水戸市告示第208号）

この要項は、公布の日から施行する。

付 則（平成25年水戸市告示第162号）

この要領は、公布の日から施行する。

付 則（平成27年水戸市告示第122号）

この要領は、公布の日から施行する。

水戸市長 様

住所
申請者 氏名 印
電 話

木造住宅耐震診断士派遣申請書

木造住宅耐震診断士の派遣を受けたいので、水戸市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要項第4条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

1 住宅の概要等

住宅の概要	所在地		
	建築着工年月日	年 月 日	
	延べ床面積	1階	m ² （住宅以外の部分 m ² ）
		2階	m ² （住宅以外の部分 m ² ）
合計		m ² （住宅以外の部分 m ² ）	
建築の工法 （該当するものを○ で囲んでください。）	(1) 在来工法 (2) 枠組壁工法		
備考			

注1 所在地の欄には、地番を記入してください。地番が記入できない場合は、住所を記入し、その旨を備考欄に記入してください。

2 増築等により建築着工年月日が複数ある場合は、建築着工年月日欄には最初のを記入し、それ以外のは備考欄に記入してください。

2 添付書類

- (1) 登記事項証明書
- (2) 建築確認通知書の写しその他の建築確認を受けたことが分かる書類
- (3) 市税完納証明書又は市税の納付状況等に関する調査についての承諾書
- (4) その他市長が特に必要があると認める書類

案内図

(地図等の貼付け可)

※この欄には記入しないでください。

受付年月日 年 月 日

受付番号

申請者

様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

水戸市長

印

木造住宅耐震診断士派遣決定通知書

年 月 日付けで申請のあった木造住宅耐震診断士の派遣について、下記のとおり派遣することに決定したので、水戸市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要項第4条第2項の規定により通知します。

記

1 住宅の所在地

2 耐震診断の 年 月 日
実施予定日

3 派遣診断士名

4 備 考

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

水戸市長

印

木造住宅耐震診断士派遣決定取消通知書

年 月 日付けで決定のあった木造住宅耐震診断士の派遣について、下記の理由により取り消したので、水戸市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要項第5条第2項の規定により通知します。

記

- 1 住宅の所在地
- 2 取消しの理由